

## 1－1－2：兵庫県広域消防相互応援覚書

### 第1章 総則

#### (趣旨)

**第1条** この覚書は、兵庫県広域消防相互応援協定（平成25年10月23日締結。以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、兵庫県下の消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

**第2条** この覚書における用語の定義は協定に定めがあるものを除き、次の各号のとおりとする。

(1) ブロック

協定第2条各号に定める地域をいう。

(2) 県下広域応援

大規模災害等が発生した市町等の消防本部が行う消防活動を支援するために行う、協定第4条に定める応援活動をいう。

(3) ブロック内応援

協定第4条第1号に規定する地域内応援であって、ブロック内の消防本部から応援要請があった場合における当該ブロック内での応援活動をいう。

(4) 通常県内応援

県内応援（協定第4条第2号に規定する県内応援をいう。以下同じ。）のうち、単独のブロックから応援要請があった場合における県下の応援活動をいう。

(5) 特別県内応援

県内応援のうち、大規模地震災害等の発生によって複数のブロックから同時に県内応援の要請があった場合又はそのおそれがある場合における県下の応援活動をいう。

(6) 県下広域応援部隊

県下広域応援のため、大規模災害等が発生した市町等へ派遣する部隊をいう。

(7) 代表消防機関

兵庫県下消防長会の会長消防本部をいう。

(8) 代表消防機関代行

代表消防機関に事故がある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。

(9) ブロック別代表消防本部

ブロックを代表する消防本部をいう。

(10) ブロック別代表消防本部代行

ブロック別代表消防本部に事故がある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。

(11) 受援側ブロック別代表消防本部

被災又は発災により応援を要請した消防本部（以下「被災地消防本部」という。）が属するブロックのブロック別代表消防本部をいう。

(12) 応援側ブロック別代表消防本部

県下広域応援部隊を出動させる又は出動させた消防本部が属するブロックのブロック別代表消防本部（受援側ブロック別代表消防本部を除く。）をいう。

#### (代表消防機関等)

**第3条** 代表消防機関、代表消防機関代行、ブロック別代表消防本部及びブロック別代表消防本部代行は、別表1に定めるとおりとする。

#### (平常時の任務)

**第4条** 平常時においては、代表消防機関は兵庫県消防主管課（以下「兵庫県」という。）及びブロック別代表消防本部と、ブロック別代表消防本部は代表消防機関及びブロック内の消防本部と、それぞれ連絡、調整及び情報交換に努めるものとする。

#### (情報連絡先等の交換)

**第5条** 各消防本部は、大規模災害等の発生に関し、的確な県下広域応援を実施するため、あらかじめ別表2から別表4に定める情報連絡先その他の情報を交換しておくものとする。

2 各消防本部は、別表2から別表4に変更が生じた場合、速やかに、ブロック別代表消防本部を通じて代表消防機関へ連絡するものとし、代表消防機関は、速やかに各ブロック別代表消防本部を通じて各消防本部へ連絡するものとする。

## (早期要請)

**第6条** 災害発生時、各消防本部は、初動時における情報収集体制の強化に努め、被害の甚大性が見込まれる場合には、ブロック別代表消防本部と協議するとともに、早期に県下広域応援を要請するものとする。

## 第2章 応援要請等

### (応援要請の手続)

**第7条** 応援要請は、電話による口頭要請の後、ファクシミリ又は電子メールにより行うものとし、手続きは次のとおりとする。

#### (1) ブロック内応援

被災地消防本部は、ブロック別代表消防本部に様式第1号を送付するものとし、要請を受けたブロック別代表消防本部は、ブロック内の各消防本部に様式第1号を送付するとともに、ブロック内応援の要請があった旨を代表消防機関に連絡するものとする。

#### (2) 通常県内応援

被災地消防本部は、ブロック別代表消防本部（受援側ブロック別代表消防本部）を通じて、代表消防機関に様式第1号を送付するものとし、代表消防機関は、応援側ブロック別代表消防本部を通じて、応援側ブロック内の各消防本部に様式第1号を送付するものとする。

#### (3) 特別県内応援

特別県内応援は、次に定める適用基準に該当した場合（代表消防機関が適用基準に該当するおそれがあると判断した場合を含む。）に適用するものとし、代表消防機関は各ブロック別代表消防本部に様式第3号の2を、各ブロック別代表消防本部はブロック内の各消防本部に様式第3号の1を、それぞれ送付し、被害状況、応援の必要性、応援出動の可否等（以下「被害状況等」という。）の報告を求めるものとする。

ア 消防庁長官により「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の適用がなされた場合

イ 地震の発生により、兵庫県内の複数のブロックにおいて、震度6弱以上が観測された場合

ウ 大規模災害等の発生により、複数のブロックから同時に県内応援の要請がなされた場合

#### (4) 前号に規定する被害状況等の報告は、次のとおり行うものとする。

ア 各消防本部は、管轄区域における被害状況等の把握に努め、特別県内応援の適用基準該当後、概ね30分を目途に様式第3号の1によりブロック別代表消防本部に報告するものとする。

イ ブロック別代表消防本部は、ブロック内の被害状況等を様式第3号の2によりとりまとめ、代表消防機関に報告するものとする。

ウ 各消防本部は、被害状況等に変化があれば、その都度、様式第3号の1によりブロック別代表消防本部に報告するものとし、ブロック別代表消防本部は、ブロック内の被害状況等をその都度、様式第3号の2によりとりまとめ、代表消防機関へ報告するものとする。

#### 2 被災地消防本部は、応援要請の即時性を高めるため、兵庫県フェニックス防災システム（兵庫県地域防災計画に定める防災情報システムをいう。）による災害報告に併せて、県内応援要請を行うよう努めるものとする。

### (出動可能隊数及び応援出動の決定)

**第8条** 応援出動の決定は、応援要請を受けた又は被害状況等の報告を求められた消防本部が、様式第2号の1（特別県内応援時は様式第3号の1）によりブロック別代表消防本部へ出動可能隊数等を報告したうえで、次のとおり決定するものとする。

#### (1) ブロック内応援

ブロック別代表消防本部は、ブロック内の各消防本部の出動可能隊数等の状況を踏まえ、応援出動隊を決定し、様式第2号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

#### (2) 通常県内応援

ア 各ブロック別代表消防本部は、ブロック内の出動可能隊数等を様式第2号の2によりとりまとめ、代表消防機関に報告するものとする。

イ 報告を受けた代表消防機関は、被災地消防本部が属するブロック内の状況を踏まえ、各

ブロックの出動隊数（規模）を決定し、様式第4号により応援先となる被災地消防本部名を付して、各ブロック別代表消防本部に通知するものとする。

ウ 通知を受けた応援側ブロック別代表消防本部は、ブロック内における応援出動隊を決定し、様式第2号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

### （3）特別県内応援

特別県内応援適用時は、次のとおり、各ブロックがそれぞれブロック内応援で対応することを基本とし、ブロック内応援の必要がない又は必要ななくなったブロックから、順次、他のブロックへの応援に移行するものとする。

ア 受援側ブロック別代表消防本部は、ブロック内の被害状況等を踏まえ、ブロック内応援が可能な場合は応援出動隊を決定し、様式第3号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

イ 代表消防機関は、各ブロックの被害状況等（各ブロック別代表消防本部がとりまとめた様式第3号の2の報告）を踏まえ、県内応援が可能なブロックを選定し、当該ブロックの出動隊数（規模）を決定のうえ、様式第4号により応援先となる被災地消防本部名を付して、各ブロック別代表消防本部に通知するものとする。

ウ 応援出動が決定した応援側ブロック別代表消防本部は、応援が可能な消防本部の中から応援出動隊を決定するとともに、様式第3号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

2 応援出動が決定した消防本部（以下「応援消防本部」という。）は、様式第5号により出動隊数、代表者、無線呼出名称等をブロック別代表消防本部に報告するものとし、報告を受けたブロック別代表消防本部は、様式第6号によりブロック内の出動部隊をとりまとめ、様式第5号と併せて、ブロック内の各消防本部及び代表消防機関に報告するものとする。なお、代表消防機関は集約された出動部隊の情報を、ブロック別代表消防本部を通じて各消防本部と共有するものとする。

3 応援消防本部の各隊は、自己完結型の活動を心がけ、必要資機材及び物品を携行するものとする。

### （応援種別の切り替え）

#### 第9条 応援種別の切り替えは、次のとおりとする。

（1）ブロック内応援中に県内応援が要請された場合は、当該ブロック内の応援種別は、自動的に県内応援に切り替えられたものとする。

（2）県下広域応援の要請前に、隣接する市町等との間において相互応援協定等に基づく応援活動が行われていた場合は、当該市町等との間における応援種別の切り替えは、被災地消防本部が決定するものとする。

## 第3章 代表消防機関等の任務

### （受援側ブロック別代表消防本部の任務）

#### 第10条 受援側ブロック別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

（1）応援要請に関する連絡及び調整に関すること。

（2）代表消防機関との連絡及び情報共有に関すること。

（3）ブロック内における県下広域応援部隊の編成及び中隊長等の指名に関すること。

（4）被災地消防本部の指揮支援に関すること。

（5）特別県内応援時におけるブロック内の被害状況等の確認に関すること。

（6）その他必要な事項

2 ブロック別代表消防本部が被災地消防本部となり、受援側ブロック別代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、受援側ブロック別代表消防本部代行が前項各号の任務を行うものとする。

### （応援側ブロック別代表消防本部の任務）

#### 第11条 応援側ブロック別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

（1）応援要請に関する連絡及び調整に関すること。

（2）代表消防機関との連絡及び情報共有に関すること。

（3）ブロック内における県下広域応援部隊の編成及び中隊長等の指名に関すること。

(4) 特別県内応援時におけるブロック内の被害状況等の確認に関すること。

(5) その他必要な事項

2 ブロック別代表消防本部が何らかの理由により応援側ブロック別代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、応援側ブロック別代表消防本部代行が前項各号の任務を行うものとする。

#### (代表消防機関の任務)

**第 12 条** 代表消防機関の任務は次の各号に定めるものとする。

(1) ブロック別代表消防本部との調整に関すること。

(2) 応援要請及び情報連絡に関すること。

(3) 兵庫県及び総務省消防庁との連絡及び情報交換に関すること。

(4) 県内応援時における県下広域応援部隊の活動管理及び被災地消防本部の指揮支援に関するこ

(5) 特別県内応援時における各ブロックの被害状況等の確認及び応援出動部隊の調整に関するこ

(6) 県下広域応援本部の設置に関するこ

(7) その他必要な事項

2 代表消防機関が被災地消防本部となり、代表消防機関としての任務の遂行が困難な場合は、代表消防機関代行が前項各号の任務を行うものとする。

### 第 4 章 指揮活動等

#### (県下広域応援部隊の指揮)

**第 13 条** 県下広域応援部隊は、受援市町等の長又はその委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）の指揮の下に活動するものとする。

2 ブロック内応援時においては、ブロック別代表消防本部は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。

3 県内応援時においては、受援側ブロック別代表消防本部（代表消防機関が応援出動した場合は代表消防機関。）は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。

4 前項において、代表消防機関が応援出動した場合、受援側ブロック別代表消防本部は代表消防機関を補佐するものとする。

#### (後方支援本部の設置)

**第 14 条** 県下広域応援部隊を出動させたブロック別代表消防本部は、出動部隊の活動を支援するとともに、ブロック内の各消防本部との連絡調整を行うため、後方支援本部を設置するものとし、必要に応じてブロック内の消防本部から職員の派遣を求めることができるものとする。

#### (連絡調整員の派遣)

**第 15 条** ブロック内応援及び通常県内応援がなされた場合、県下広域応援部隊を出動させたブロック別代表消防本部は、県下広域応援部隊の中から連絡調整員を被災地消防本部へ派遣するものとする。

2 派遣された連絡調整員は、被災地消防本部と県下広域応援部隊との連絡調整及び後方支援本部との連絡調整にあたるものとする。

3 前項の任務を達成するため、被災地消防本部又は派遣された連絡調整員は、次の各号に定める者に対して応援を求めることができるものとする。

(1) 受援側ブロック別代表消防本部の職員

(2) 応援側ブロック別代表消防本部の職員

(3) 代表消防機関の職員

(4) 上記のほか、必要と認める県下消防本部の職員

#### (県下広域応援本部の設置)

**第 16 条** 代表消防機関は、特別県内応援の適用を決定した場合又は通常県内応援時で必要と認めた場合、県下広域応援部隊が迅速かつ的確に活動できるよう、また包括的に被災地消防本部の指揮支援活動が行えるよう、代表消防機関内又は兵庫県庁内に県下広域応援本部を設置するものとする。

2 県下広域応援本部の構成員は、原則として、代表消防機関消防長の委任を受けた職員、ブロック別代表消防本部消防長の委任を受けた派遣職員、被災地消防本部の派遣職員その他必要な

者とし、代表消防機関消防長の委任を受けた職員を本部長とする。

3 県下広域応援本部は、兵庫県、代表消防機関及びブロック別代表消防本部等と連携し、次の任務をつかさどるものとする。

- (1) 県下広域応援部隊の市町等への部隊配備及び部隊移動に関すること。
- (2) ブロック別代表消防本部との連絡調整に関すること。
- (3) 無線統制に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 各種情報の集約、整理及び各消防本部との共有に関すること。
- (6) 県下広域応援部隊の後方支援に関すること。
- (7) 緊急消防援助隊消防応援活動調整本部との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項

#### (部隊の単位)

第 17 条 部隊の単位は1隊を1小隊とし、2隊以上の場合はブロックごと又は消火、救助、救急等の任務ごとに中隊を編成するものとし、それぞれに中隊長をおくものとする。なお、単一の消防本部から2隊以上の部隊を派遣する場合は、消防本部代表者を派遣するものとする。

2 県内応援時における中隊長は、ブロックごとに編成する場合は各ブロック別代表消防本部から、任務ごとに編成する場合の消火中隊長は明石市消防局から、救助中隊長は西宮市消防局から、救急中隊長は姫路市消防局から、それぞれ選出するものとする。

3 特別県内応援時はブロックごとに中隊を編成するものとし、災害現場ごと又は市町ごとに中隊を分散して活動する場合は、中隊長が各部隊の指揮者を指名するものとする。

4 ブロック別代表消防本部が応援出動できない場合は、当該ブロック別代表消防本部が、ブロック内の応援出動可能な消防本部から中隊長を指名するものとする。

#### (通信連絡体制)

第 18 条 県下広域応援部隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

- (1) 県下広域応援本部と各中隊長相互間及び各中隊長と県下広域応援部隊相互間の通信は、消防救急デジタル無線「主運用波3」を使用する。
- (2) 各消防本部間における小隊相互間の通信は、署活動用無線機「県内共通波」を使用する。
- (3) 同一消防本部内における小隊相互間の通信は、各消防本部が使用している署活動用無線機の周波数を使用するものとし、各消防本部の署活動用無線機使用周波数については、別表4のとおりとする。

#### (部隊の交代)

第 19 条 部隊の交代は、原則として、ブロック単位で行うものとする。

#### (活動報告等)

第 20 条 各中隊長は、災害状況、活動状況及びその他必要な事項を、被災地消防本部、後方支援本部及び県下広域応援本部に適宜報告するものとする。

## 第 5 章 活動の終了

#### (現場引き揚げ)

第 21 条 県下広域応援部隊の現場引き揚げは、被災地消防本部の消防長の指示によるものとする。

2 県下広域応援部隊の長は、被災地消防本部の消防長に対して次の事項を報告した後、引き揚げるものとする。

- (1) 部隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

#### (帰署（所）報告)

第 22 条 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、当該消防本部に属する出動隊の最終帰署（所）後、速やかにその旨をブロック別代表消防本部に報告するものとする。

2 ブロック別代表消防本部は、ブロック内の消防本部に属する出動隊の最終帰署（所）後、速やかにその旨を被災地消防本部及び代表消防機関に報告するものとする。

**(活動結果報告)**

- 第 23 条** 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、当該消防本部に属する出動隊の最終帰署(所)後、速やかに様式第7号によりブロック別代表消防本部に報告するものとする。
- 2 ブロック別代表消防本部は、ブロック内の消防本部に属する出動隊の報告をとりまとめ、被災地消防本部及び代表消防機関に報告するものとする。

**第 6 章 雜則**

**(協議)**

- 第 24 条** この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

**附 則**

- 1 この覚書は、令和5年3月7日から施行する。
- 2 兵庫県広域消防相互応援覚書(平成31年3月26日)は、廃止する。
- 3 この覚書の成立を証するため、本書24通を作成し、各消防本部において各1通を保有するものとする。

令和5年3月7日  
省 略

**別表1(第3条関係)**  
代表消防機関等一覧

代表消防機関		代表消防機関代行
神戸市消防局		姫路市消防局
		明石市消防局
		西宮市消防局
ブロック	消防本部	ブロック別代表消防本部
		ブロック別代表消防本部代行
阪神 ブロック	尼崎市消防局	ブロック別代表消防本部 西宮市消防局
	西宮市消防局	
	芦屋市消防本部	
	伊丹市消防局	
	宝塚市消防本部	
	川西市消防本部	
	三田市消防本部	
	丹波篠山市消防本部	
	丹波市消防本部	
神戸 ブロック	猪名川町消防本部	ブロック別代表消防本部 神戸市消防局
	神戸市消防局	
東播 ブロック	明石市消防局	ブロック別代表消防本部 明石市消防局
	淡路広域消防事務組合消防本部	
	加古川市消防本部	
	北はりま消防本部	
	三木市消防本部	
	高砂市消防本部	
	小野市消防本部	
西播 ブロック	姫路市消防局	ブロック別代表消防本部 姫路市消防局
	西はりま消防本部	
	赤穂市消防本部	
但馬 ブロック	豊岡市消防本部	ブロック別代表消防本部 豊岡市消防本部
	南但消防本部	
	美方広域消防本部	